

規 則

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第十三号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和三十三年埼玉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「閲覧」を「閲覧等」に、「第七条」を「第七条の二」に改める。

第一条及び第三章の章名中「閲覧」を「閲覧等」に改める。

第四条中「第十三条」の下に「（法第十七条において準用する場合を含む。）」を加える。

第五条第一項中「第十三条各号」の下に「（法第十七条において準用する場合を含む。第七条の二において同じ。）」を加え、「閲覧所に備えつけてある閲覧簿に所定の事項を記入して」を削る。

第三章中第七条の次に次の一条を加える。

（建設業者提出書類の閲覧又は写しの交付）

第七条の二 法第十三条各号に掲げる書類の閲覧をしようとする者又はこれらの写しの交付を受けようとする者は、閲覧所に備え付けてある請求書に所定の事項を記入して、知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。